

配 賦 整 理 書

KDD I 株式会社

1. 営業収益

- (1) 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務。以下「携帯電話」という。）、データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務。以下「データ伝送役務」という。）、移動電気通信役務以外の電気通信役務、及び電気通信事業以外の事業について、それぞれ個別に集計しております。

2. 営業費用

- (1) 携帯電話、データ伝送役務、移動電気通信役務以外の電気通信役務、及び電気通信事業以外の事業について、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しております。
- (2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第一に掲げる基準を原則として、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しております。
- (3) 携帯電話、データ伝送役務、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する費用については、「3. 営業費用の役務別配賦基準」及び「4. 営業費用の役務別配賦手順」によりそれぞれの種類の役務に配賦し整理しております。

3. 営業費用の役務別配賦基準

営業費用区分		勘定科目	役務別配賦基準
営業費	窓口	全て	契約件数比
	料金	全て	請求書発送件数比
	販売	全て	契約件数比
	その他	全て	契約件数比
運用費		全て	契約件数比
施設保全費		全て	固定資産取得価額比
共通費		全て	営業・保守部門の人件費比
管理費		全て	営業・保守・共通部門の人件費比
試験研究費		全て	営業収益額比
減価償却費		全て	固定資産帳簿価額比
固定資産除却費		全て	固定資産帳簿価額比
通信設備使用料		全て	固定資産帳簿価額比
租税公課		固定資産税等	固定資産帳簿価額比
		事業所税	管理・共通部門の人件費比

4. 営業費用の役務別配賦手順

- (1) 営業費用の役務の種類は、各々の取引が計上される勘定科目、及び部署に基づき、または取引内容に応じて付与しております。
付与された役務の種類に基づき、携帯電話、その他の移動体通信、データ伝送役務、移動電気通信役務以外の電気通信役務、及び複数役務の共通を区分集計しております。
- (2) 営業費用には、各取引が計上された勘定科目、及び部署に基づき、役務部門（＊）を付与しております。
＊「電気通信事業会計規則 別表第一」における電気通信事業営業費用の各科目（施設保全費等）をいいます。
- (3) (1)にて、役務の種類が複数役務の共通となった営業費用について、(2)にて付与された役務部門毎に集計し、「3. 営業費用の役務別配賦基準」に従い配賦計算を行っております。

5. 固定資産

- (1) 固定資産は、「6. 固定資産の設備別及び役務別配賦基準」に掲げる設備区分別に応じて整理しております。設備区分別の固定資産は、その用途に応じ、音声伝送役務、データ伝送役務及びこれらの内訳となる各役務に集計しております。
- (2) 複数の役務に共通する固定資産に関しては、「6. 固定資産の設備別及び役務別配賦基準」に掲げる配賦基準にしたがって、各役務に配賦し整理しております。

6. 固定資産の設備別及び役務別配賦基準

有形固定資産	機械設備	固定資産帳簿価額比
	空中線設備	固定資産帳簿価額比
	通信衛星設備	固定資産帳簿価額比
	端末設備	固定資産帳簿価額比
	市内線路設備	固定資産帳簿価額比
	市外線路設備	固定資産帳簿価額比
	土木設備	固定資産帳簿価額比
	海底線設備	固定資産帳簿価額比
	建物	固定資産帳簿価額比
	構築物	固定資産帳簿価額比
	機械及び装置	固定資産帳簿価額比
	車両及び船舶	固定資産帳簿価額比
	工具、器具及び備品	固定資産帳簿価額比
	休止設備	固定資産帳簿価額比
	土地	固定資産帳簿価額比
	リース資産	固定資産帳簿価額比
	建設仮勘定	固定資産帳簿価額比
無形固定資産	海底線使用权	固定資産帳簿価額比
	衛星利用権	固定資産帳簿価額比
	施設利用権	固定資産帳簿価額比
	ソフトウェア	固定資産帳簿価額比
	のれん	固定資産帳簿価額比
	特許権	固定資産帳簿価額比
	借地権	固定資産帳簿価額比
	リース資産	固定資産帳簿価額比
	その他無形固定資産	固定資産帳簿価額比

以 上